

件名:小山田西地区土地区画整理基本設計等設立認可資料作成業務

	図 番	質 疑	回 答
1	現説	施行地区の設定変更が生じる場合、土地利用計画に影響が生じますか。	施行地区の設定変更に伴い大街区宅地（産業地）創出の考え方、都市計画道路等の主たる道路の位置などの変更は想定していないが、宅地や公共施設の配置等の変更はあるものと想定している。
2	現説	施行地区の変更が生じた場合、作業工程に手戻りがある場合と無い場合の判断はどのようになりますか。（例えば、基本設計作業途中に変更になる場合はどのように判断されますか）	基本設計作業については、施行地区の変更検討を行っている箇所を除いた範囲での作業（工程）を先行して実施することを想定している。 なお、手戻りの有無については、双方協議のうえ、監督員が判断し、指示するものとする。
3	現説	施行地区の設定変更が生じる可能性がある中で、事業計画書の作成を12月に予定されていますが、施行地区の設定（確定）はいつ頃を予定しておりますか。	発注時点においては、施行地区の設定（確定）は、令和5年7月頃を想定している。
4	現説	事業計画書の策定が「令和5年12月末」になっていますが、この時点で組合設立総会において同意をとるまで構築された事業計画書を策定することになりますか。	お見込みのとおり。
5	設計書	第6号代価表で調整池計画図は有りますが、調整池の容量計算はされていると解してよろしいでしょうか。また、施行地区の変更が生じた場合は調整容量の計算はどのようになりますか。	前年度実施の区画整理設計時点で取得できる情報により、容量計算を実施しているが、あくまで参考資料としての取り扱いとする。 ※発注時点で想定している施行地区の変更が生じた場合の容量計算も実施している。 なお、本業務受託者にて、河川管理者等の協議も行ったうえで、容量計算を実施し、必要な容量を確定するものとする。
6			
7			
8			
9			
10			